
第 3 3 回当別町農業委員会総会議事録

日 時 令和 2 年 2 月 2 8 日 (金) 午後 4 時 0 0 分開会

開催場所 当別町役場第 2 庁舎 2 階会議室

1 出席委員 (15 名)

1 番 秋 吉 稔 之
2 番 山 田 裕 一
4 番 青 山 眞 士
5 番 稲 村 勝 俊
6 番 菊 田 実
7 番 佐々木 章 史
8 番 石 田 秀 人
9 番 森 本 茂
10 番 吉 成 賢 二
11 番 古 熊 健 一
12 番 狩 野 菊 恵
13 番 且 見 英 和
14 番 才 田 利 幸
15 番 泉 和 浩
16 番 重 原 昌 章

2 欠席委員 (1 名)

3 番 岸 本 辰 彦

3 出席事務局職員

事務局長	高 松 悟 志
事務局次長	高 田 訓 之
主幹	土 井 大 輔
主事	板 木 誠 也

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」

日程第 4 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

日程第 5 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

日程第 6 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」

議 事 次 第

< 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員15名、定足数に達しておりますので、第33回当別町農業委員会総会を開会いたします。
議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

< 日程第1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。
各委員 異議なしの声
議 長 異議なしの声がございましたので、4番青山委員、5番稲村委員を指名いたします。

< 日程第2 会期の決定 >

議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。
各委員 異議なしの声
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたしました。

< 日程第3 議案第1号 >

議 長 日程第3 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
事務局より説明をいたします。
事務局次長 只今議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」ご説明申し上げます。
今回は、通知がありましたのは、番号1番の1件でございます。内容につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えております。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。
各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、議案第1号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、議案第1号については、承認することに決定をいたしました。

< 日程第4 議案第2号 >

議長 日程第4 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をいたします。
事務局次長 只今議題となりました議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
今回申請がありましたのは、番号1番の1件でございます。番号1番の譲受人は、当該地を譲り受け、経営規模を拡大しようとするものであります。
今回の申請番号1番につきましては、お手元にあります議案第2号資料「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準となる農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。
－議案書を朗読説明－
議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。
各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、議案第2号については、決定してよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、議案第2号については、決定をいたします。

< 日程第5 議案第3号 >

議長 日程第5 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をいたします。
事務局次長 只今議題となりました議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
今回申請のありましたのは、番号1番の1件でございます。番号1番は、自己所有農地に「農業用倉庫の建設」をするため、農地転用の許可を得ようとするものであります。また、許可の基準となる農地区分の判断であります。当該地は10ha以上の集団となっている農地のため、第1種農地と判断します。第1種農地の転用は、原則不許可であります。農業用倉庫の建設は農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第2号「農業用施設」

に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えております。

尚、北海道農業会議への意見聴取は、農業用施設等の場合、意見聴取の対象から除外できる案件となっています。また農地法第4条調査書は、議案第3号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

－議案書を朗読説明－

議 長
各委員
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第3号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第6 議案第4号 >

議 長

日程第6 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長

只今議題となりました議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して、利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが7件9筆87,540㎡で、賃貸借の利用権設定に係るものが9件55筆415,431㎡でございます。

尚、これら16件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長

休憩いたします。

議 長

再開いたします。

説明が終わりましたので質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、まずは、番号1番から番号15番までの質疑を求めます。

各委員
議 長

質疑なしの声

質疑なしと認め、番号1番から番号15番については、決定をしてよろしいでしょうか。

各委員
議 長
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、番号1番から番号15番については、決定をいたしました。

次に、番号16番の質疑に入りますが、議事参与の制限がありますので、ここで休憩をいたします。

【古熊委員退席】

議長
各委員
議長
各委員
議長
再開いたします。次に番号16番の質疑を求めます。
質疑なしの声
質疑なしと認め、番号16番については、決定してよろしいでしょうか。
異議なしの声
異議なしと認め、番号16番については、決定をいたしました。
休憩いたします。
【古熊委員復席】

< 閉会宣言 >

議長
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして、第33回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 : 午後4時23分 >